

○ 法務省政策評価に関する基本計画 新旧対照表（案）

（下線部分は変更部分）

新（案）	旧
<p style="text-align: right;">平成26年 月 日法務大臣決定</p> <p style="text-align: center;">法務省政策評価に関する基本計画</p> <p>（略）</p> <p>1 計画期間 本基本計画の計画期間は、<u>平成26年度から同30年度までの5年間</u>とする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 事前評価の実施に関する事項</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法、基本方針及び本基本計画で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（<u>平成24年12月6日内閣総理大臣決定</u>）を踏まえて行う。</p> <p>6 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から<u>5年</u>程度の周期で評価対象を選定して行う。 （以下略）</p> <p>（3）～（5）（略）</p>	<p style="text-align: right;">平成23年8月26日法務大臣決定</p> <p style="text-align: center;">法務省政策評価に関する基本計画</p> <p>（略）</p> <p>1 計画期間 本基本計画の計画期間は、<u>平成23年度から同25年度までの3年間</u>とする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 事前評価の実施に関する事項</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法、基本方針及び本基本計画で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（<u>平成20年10月31日内閣総理大臣決定</u>）を踏まえて行う。</p> <p>6 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から<u>3年</u>程度の周期で評価対象を選定して行う。 （以下略）</p> <p>（3）～（5）（略）</p>

7～9（略）

10 政策評価の実施体制に関する事項

(1)（略）

(2) 政策所管部局は、それぞれその所管する政策につき、政策評価企画室の総括の下に政策評価を実施し、又は政策評価に参画する。

また、政策所管部局は、次の表に定めるとおり、政策評価企画室に対し、政策評価の結果等を報告する。

	事業評価方式	実績評価方式	総合評価方式
事前評価	政策所管部局は、事前評価として事業評価を実施した場合には、政策評価企画室に対し、その結果を報告する。		
事後評価	政策所管部局は、事後評価として事業評価を実施した場合には、政策評価企画室に対し、その結果を報告する。	政策所管部局は、毎年度、政策評価企画室に対し、前年度に実施した政策についての実績評価の結果（定期的に実施した測定結果を含む。）を報告する。ただし、評価を行わない年度においては、実績の測定結果を報告する。	政策所管部局は、総合評価を実施した場合には、政策評価企画室に対し、その結果を報告する。ただし、評価に数年度を要する場合には、毎年度、中間報告をする。

(3)（略）

11（略）

7～9（略）

10 政策評価の実施体制に関する事項

(1)（略）

(2) 政策所管部局は、それぞれその所管する政策につき、政策評価企画室の総括の下に政策評価を実施し、又は政策評価に参画する。

また、政策所管部局は、次の表に定めるとおり、政策評価企画室に対し、政策評価の結果等を報告する。

	事業評価方式	実績評価方式	総合評価方式
事前評価	政策所管部局は、事前評価として事業評価を実施した場合は、速やかに、政策評価企画室に対し、その結果について、報告する。		
事後評価	政策所管部局は、事後評価として事業評価を実施した場合には、政策評価企画室に対し、毎年度5月末日までに、その結果について報告する。	政策所管部局は、毎年度5月末日までに、政策評価企画室に対し、前年度に実施した政策についての実績評価の結果（定期的に実施した測定結果を含む。）を報告する。	政策所管部局が総合評価を実施した場合には、評価実施後、速やかに、政策評価企画室に対し、その結果を報告する。ただし、評価に数年度を要する場合には、毎年度5月末日までに、同報告書により、その中間報告をする。

(3)（略）

11（略）